

注意！

警察からの**重要**なお知らせ



通帳・キャッシュカードの

譲り渡しは「犯罪」です！

これらを譲り受ける行為も禁止されています。

「手軽にできるアルバイト」と言って、メール、掲示板などで、口座の譲り渡しを勧誘される場合があります。



不正譲渡等の形態と適用罪名

形 態	罪 名
不正に利用する目的で自分の口座を開設した	詐欺
他人や架空の名義で口座を開設した	詐欺
自分又は他人名義の通帳(キャッシュカード)を譲り渡した	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
インターネットバンキングに使用するID、パスワード等を他人に譲り渡した	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反

通帳・キャッシュカードを譲り渡した人は、犯罪として摘発されるだけでなく、今後、口座を開設できなくなる場合があります。



口座の譲り受け、譲り渡しをしている人を見つけたら110番

三重県警察

Mie Prefectural Police Headquarters

三重県警察本部 サイバー犯罪対策課

【電話】059-222-0110(代表)

【オフィシャルサイト】<https://www.police.pref.mie.jp/>